

境港市みんなで守る中海の自然環境保全推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市みんなで守る中海の自然環境保全推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中海の環境負荷軽減につながる流入源対策をはじめ、中海の自然環境の保全、創造、環境問題の普及啓発に係る活動を推進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる補助事業とする。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 事業の総額が3万円未満であるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 営利目的のもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、「県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者」をいう。）への発注に努めなければならない。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 公共の秩序又は安全を害するおそれのあるもの
- (2) その他市長が適当でないと認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第141号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当する者

(補助金対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業を行うことにより収入を得る場合にあつては、対象事業の総額から当該収入を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第4欄に掲げる率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第5欄に掲げる額を限度額とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に境港市

みんなで守る中海の自然環境保全推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 境港市みんなで守る中海の自然環境保全推進事業計画書（様式第2号）
- (2) 境港市みんなで守る中海の自然環境保全推進事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 市長が別に定める書類

3 前2項の規定による申請をするに当たっては、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下この項及び次条第5項において「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して当該申請をしなければならない。ただし、当該申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第1項から第3項までの規定による申請（以下この条において「交付申請」という。）があったときは、その内容を審査し、本補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により本補助金を交付することを決定したときは、申請者に対し、境港市みんなで守る中海の自然環境保全推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により本補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知するものとする。

4 交付申請が到達してから当該交付申請に対する第1項の規定による決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

5 市長は、前条第3項ただし書に定めるところにより交付申請が行われた場合には、本補助金に係る消費税等仕入控除税額について、本補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して本補助金の交付の決定を行うものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第8条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の額の変更
- (2) 事業計画の対象となる事業の追加に係る変更

（実績報告）

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、境港市みんなで守る中海の自然環境保全推進事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 境港市みんなで守る中海の自然環境保全推進事業実績報告書（様式第2号）
- (2) 境港市みんなで守る中海の自然環境保全推進事業収支決算書（様式第3号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 市長が別に定める書類

(本補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、補助対象事業の成果が本補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、補助対象事業者に、境港市みんなで守る中海の自然環境保全推進事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(本補助金の額の確定による返還金の納付期限等)

第12条 規則第12条第2項の規定により前金払又は概算払を行い、規則第11条の規定により交付の決定の額を変更して本補助金の額を確定した場合における返還金の納付の期限は、本補助金の返還命令の日から20日以内の日とする。

2 市長は、補助対象事業者が前項に定める期限までに同項の返還金を納付しない場合は、当該返還金の額に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。

(本補助金の額の再確定)

第13条 補助対象事業者は、規則第11条の規定により本補助金の額が確定した後において、本補助金に関して、違約金、返還金その他本補助金に代わる収入があったこと等により補助対象事業に要した経費を減額すべき事情があるときは、市長に対し、書面によりその旨を報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、規則第11条の規定に準じて、改めて本補助金の額を確定するものとする。

3 市長は、前項の規定により本補助金の額を確定した場合において、既に当該確定した額を超える本補助金が支払われているときは、当該補助対象事業者に対し、本補助金の返還を命ずるものとする。

4 前条の規定は、第2項の規定により本補助金の額を確定した場合における前項の規定による返還金について準用する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、規則第13条第1項に規定する場合のほか、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第3号に掲げる場合において、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 法令、条例等に基づく市長の処分若しくは指示に従わなかったとき。

(2) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。

(3) 天災地変その他本補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又はその他の理由により補助対象事業を遂行することができないとき（補助対象事業者の責めに帰すべき事情によるものを除く。）。

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に本補助金が支払われているときは、当該補助対象事業者に対し、本補助金の返還を命ずるものとする。

3 第12条の規定は、第1項の規定により本補助金の交付の決定を取り消した場合における前項の規定による返還金について準用する。

(経理状況報告等)

第15条 市長は、必要と認めるときは、本補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者に対し、経理の状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 対 象 事 業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
名 称	内 容				
1 自然環境創造支援事業（ハード事業）	<p>中海において次に掲げる事業を行うこと。</p> <p>(1) ビオトープの保全・再生</p> <p>(2) 水質浄化対策（ヨシ等の水生植物の植栽を含む）</p> <p>(3) 貝類、稚魚等の放流</p> <p>(4) 地域の伝統的な環境の創造・保全に資する事業</p>	<p>市内に活動拠点をおく環境保全団体</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア 公共の秩序又は安全を害するおそれのある者</p> <p>イ その他市長が適当でないと認める者</p>	<p>(1) 各種資材費</p> <p>(2) 建設機械等借上料</p> <p>(3) オペレーター等専門的技術を要する作業に係る賃金</p> <p>(4) 指導者への謝金</p> <p>(5) 旅費、先進事例地調査費、用地借上料並びに簡易設計費（合計額の2割を上限とする。）</p> <p>(6) 保険料</p> <p>(7) その他市長が特に必要と認める経費</p>	10/10 (県1/2、市1/2)	1事業当たり 1,000千円 (市長が特に必要と認めるものにあつては、2,000千円とする。)
2 普及啓発事業	<p>中海において次に掲げる事業を行うこと。</p> <p>(1) 生物多様性からの地域づくりの推進（外来種の防除、中海の生態系のPR活動等、中海の生物多様性の確保に資するもの）</p> <p>(2) 環境問題の普及啓発活動（中海の自然環境の保全や賢明な利用の推進など、ラムサール条約の趣旨に合致するものを含む）</p> <p>(3) 利活用を促進する活動（湖面を利用するスポーツ体験及び中海の産物を使った調理体験の実践等、地域における中海の利活用を促進するもの）</p>		<p>(1) 講師等への謝金及び旅費</p> <p>(2) 消耗品費</p> <p>(3) 印刷製本費</p> <p>(4) 広告宣伝費</p> <p>(5) 通信運搬費</p> <p>(6) 会場・機器使用料及び会場設営費</p> <p>(7) 保険料</p> <p>(8) その他市長が特に必要と認める経費</p>	10/10 (県1/2、市1/2)	1事業当たり 600千円 (市長が特に必要と認めるものにあつては、2,000千円とする。)
3 流入源対策事業	<p>中海及びその上流地域において河川等の清掃活動を行うこと。</p>		<p>(1) 消耗品費</p> <p>(2) 印刷製本費</p> <p>(3) 広告宣伝費</p> <p>(4) 通信運搬費</p> <p>(5) 保険料</p> <p>(6) その他知事が特に必要と認める経費</p>	10/10 (県1/2、市1/2)	1事業当たり 200千円